

2020年2月25日

職員各位

社会福祉法人みなと舎
理事長 飯野雄彦

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

2月24日付で厚生労働省より下記の内容の通知が出されました。感染拡大を防止する観点から、当法人においても当面の間以下の対応をいたしますので、職員の皆様においてもご理解とご協力をお願いいたします。

記

◎ 職員等への対応について

- (1) 職員、子ども、障害者や高齢者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、感染機会を減らすための対策を徹底すること。

- (2) 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)場合には出勤を行わないことを徹底すること。該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるよう努めること。
過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。
ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。

- (3) 面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

- (4) 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内（靴を脱いで）に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ること。

以上